

改正内容総括表

※関係資料は、改正する条例の新旧対照表を掲載した議案第75号関係資料4-1～4-13
※条ずれ及び語句の整理等の改正は除く。

整理番号	改正内容	条例番号	該当条項	関係資料	新旧対照表該当ページ
(1) 感染症や災害への対応力強化					
ア 日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進					
①	・感染症対策の強化として、施設系サービスについては、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）を、その他のサービスについては、委員会の開催、指針の整備、研修の実施等、訓練（シミュレーション）の実施を義務づける。	1	第25条第2項	4-1	4、5
		2	第28条第2項	4-2	5
		3	第28条第2項	4-3	3、4
		4	第34条第3項 第112条第2項 第145条第2項 第261条第6項	4-4	3、4 14、15 18、19 38、39
		5	第56条の3第3項 第123条第2項 第141条の2第2項 第247条第6項	4-5	3、4 14 17、18 31、32
		6	第35条第3項 第61条の16第2項 第174条第2項	4-6	5 14 46
		7	第33条第2項	4-7	6、7
		8	第25条の2	4-8	6、7
		9	第24条の2	4-9	2、3
		10	第34条第2項	4-10	6、7
		11	第34条第2項	4-11	7、8
		12	第32条第2項	4-12	7、8
		13	第34条第2項	4-13	6
②	・全てのサービスについて、感染症や災害が発生した場合の業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）等の実施を義務づける。	1	第24条の2	4-1	3、4
		2	第26条の2	4-2	4、5
		3	第26条の2	4-3	3
		4	第33条の2	4-4	3
		5	第56条の2の2	4-5	3
		6	第34条の2	4-6	4、5
		7	第30条の2	4-7	5、6
		8	第23条の2	4-8	6
		9	第22条の2	4-9	2
		10	第31条の2	4-10	5、6
		11	第31条の2	4-11	7
		12	第29条の2	4-12	6、7
		13	第31条の2	4-13	5、6

整理番号	改正内容	条例番号	該当条項	関係資料	新旧対照表該当ページ		
③	・通所系・短期入所系・施設系サービス等について、非常災害対策としての訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。	1	第10条第2項	4-1	1		
		3	第10条第2項	4-3	1		
		4	第111条第2項	4-4	14		
		5	第122条の4第2項	4-5	13、14		
		6	第61条の15第2項	4-6	14		
		7	第32条第2項	4-7	6		
		11	第33条第2項	4-11	7		
		12	第31条第2項	4-12	7		
		13	第33条第2項	4-13	6		
(2) 地域包括ケアシステムの推進							
ア 認知症への対応力向上に向けた取組の推進							
	・介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない無資格者に認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。	1	第24条第3項	4-1	3		
		2	第26条第3項 第42条第4項	4-2	4 9		
		3	第26条第3項	4-3	2		
		4	第58条の2第3項 第109条第3項 第180条第4項 第215条第4項 第234条第4項	4-4	7 13、14 26、27 33 35		
		5	第56条の2第3項 第122条の2第3項 第159条第4項 第196条第4項 第215条第4項	4-5	2 13 22 27 28		
		6	第61条の13第4項 第125条第3項 第148条第4項 第172条第3項 第190条第4項	4-6	13 35 38 45 49、50		
		7	第30条第3項 第83条第3項	4-7	4、5 19、20		
		10	第31条第3項 第54条第4項	4-10	5 10、11		
		11	第31条第3項 第53条第4項	4-11	6 12		
		12	第29条第3項 第52条第4項	4-12	6 12		
		13	第31条第3項 第53条第4項	4-13	5 12		
		イ 医療と介護の連携の推進					
		①	・薬剤師の居宅療養管理指導の算定要件とされている介護支援専門員等への情報提供について、明確化する。	4	第96条第2項	4-4	11、12
5	第97条第2項			4-5	11、12		
②	・有床診療所から移行して介護医療院を開設する場合は、当該事業者が施設の新築、増築又は全面的な改築の工事を行うまでの間、一般浴槽以外の浴槽の設置は求めないこととする。	13	附則第9条	4-13	17		

整理番号	改正内容	条例番号	該当条項	関係資料	新旧対照表該当ページ
ウ 在宅サービス、介護保険施設や高齢者住まいの機能・対応強化					
①	・通所介護事業者について、地域住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととする。	4	第112条の2第1項	4-4	15
②	・短期入所系・施設系サービスの個室ユニット型施設について、1ユニットの定員を15人を超えない範囲での緩和と、ユニット型個室的多床室について、感染症やプライバシーに配慮し、個室化を進める観点から、新たに設置することを禁止する。	2	第37条第4項 第52条第4項	4-2	7、8 13、14
		4	第172条第6項	4-4	24～26
		5	第155条第6項	4-5	20、21
		6	第183条第1項	4-6	48
		10	第47条第1項	4-10	9
		12	第44条第2項 第45条第2項	4-12	10 10、11
エ ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保					
	・居宅介護支援事業者に、以下について利用者説明を行うことを求めることとする。 i 前6か月間に作成したケアプランにおける各サービスの割合 ii 前6か月間に作成したケアプランにおける各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合	8	第8条第2項	4-8	2
オ 地域の特性に応じたサービスの確保					
①	・認知症グループホームのユニット数を「原則1又は2、地域の実情により事業所の効率的運営に必要と認められる場合は3」とされているユニット数を「3以下」とする。	6	第115条第1項	4-6	33
		7	第76条第1項	4-7	18
②	・認知症グループホームのサテライト型事業所の基準の創設	6	第112条第9項 第113条第2項 第115条第1項	4-6	31、32 33 33
		7	第73条第9項 第74条第2項 第76条第1項	4-7	16 17 18
③	・小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護について、過疎地域等の地域の実情により、市町村が認めた場合、人員・設備基準を満たすことを条件として、登録定員を超過した場合の報酬減算を一定の期間に限り行わないこと、登録定員及び利用定員を超えることを可能とする。	6	第103条第2項	4-6	27、28
		7	第60条第2項	4-7	12、13
(3) 自立支援・重度化防止の取組の推進					
ア リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の連携・強化					
	・施設系サービスについて、口腔衛生管理体制を整備し、入所者の状態に応じた口腔衛生管理を行うこと、栄養士又は管理栄養士の配置と、入所者ごとの状態に応じた栄養管理を計画的に行うことを義務づける。	6	第153条第1項、第8項、第12項 第166条の2 第166条の3	4-6	40～43 44 44
		10	第5条第1項 第23条の2 第23条の3	4-10	1 4 4
		11	第4条第1項、第5項、第6項 第21条の2 第21条の3	4-11	1～3 5 5、6
		12	第4条第1項、第3項 第20条の2 第20条の3	4-12	1、2 5 5
		13	第4条第1項 第21条の2 第21条の3	4-13	1 4 4

整理番号	改正内容	条例番号	該当条項	関係資料	新旧対照表該当ページ
イ 介護サービスの質の評価と科学的介護の取組の推進					
	・CHASE・VISITを活用した計画の作成や事業所単位でのPDCAサイクルの推進、ケアの質の向上を推奨する。	4	第4条第4項	4-4	1
		5	第4条第4項	4-5	1
		6	第4条第4項	4-6	1
		7	第4条第4項	4-7	1
		8	第4条第6項	4-8	1
		9	第4条第6項	4-9	1
		10	第6条第5項 第46条第4項	4-10	3 8、9
		11	第5条第5項 第45条第4項	4-11	3 9、10
		12	第5条第5項 第43条第4項	4-12	4 9
13	第5条第5項 第45条第4項	4-13	2 10		
(4) 介護人材の確保・介護現場の革新					
ア 介護職員の処遇改善や職場環境の改善に向けた取組の推進					
	・全ての介護サービス事業者に、適切なハラスメント対策を求めることとする。	1	第24条第4項	4-1	3
		2	第26条第4項 第42条第5項	4-2	4 10
		3	第26条第4項	4-3	3
		4	第33条第4項 第58条の2第4項 第109条第4項 第180条第5項 第215条第5項 第234条第5項	4-4	2、3 7 27 33、34 35
		5	第56条の2第4項 第74条の2第4項 第122条の2第4項 第159条第5項 第196条第5項 第215条第5項	4-5	2、3 7 13 22 27 28、29
		6	第34条第5項 第58条第5項 第61条の13第4項 第125条第4項 第148条第5項 第172条第4項 第190条第5項	4-6	4 10、11 13 35、36 38 45 50
		7	第30条第4項 第83条第4項	4-7	5 20
		8	第23条第4項	4-8	5
		9	第22条第4項	4-9	2
		10	第31条第4項 第54条第5項	4-10	5 11
		11	第31条第4項 第53条第5項	4-11	6、7 12
		12	第29条第4項 第52条第5項	4-12	6 13
		13	第31条第4項 第53条第5項	4-13	5 12

整理番号	改正内容	条例番号	該当条項	関係資料	新旧対照表該当ページ
イ テクノロジーの活用や人員基準・運営基準の緩和を通じた業務効率化・業務負担軽減の推進					
①	<p>・全てのサービスについて、運営基準において実施が求められるサービス担当者会議等の各種会議について、以下の見直しを行う。</p> <p>i 利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、テレビ電話等を活用しての実施を認める。</p> <p>ii 利用者等が参加して実施するものについて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用しての実施を認める。</p>	1	第17条第6項 第25条第2項 第30条第1項 第31条	4-1	2 4、5 5 5、6
		2	第17条第6項 第28条第2項 第33条第1項 第33条の2 第38条第8項 第49条第1項	4-2	3 5 5、6 6 9 11、12
		3	第19条第5項 第28条第2項 第35条第1項 第36条	4-3	2 3、4 4、5 5
		4	第34条第3項 第41条の2 第86条第1項 第112条第2項 第145条第2項 第227条第6項 第261条第6項	4-4	3、4 4、5 9、10 14、15 18、19 34 38、39
		5	第56条の3第3項 第56条の10の2 第88条第1項 第123条第2項 第141条の2第2項 第213条第3項 第247条第6項	4-5	3、4 5 9、10 14 17、18 27、28 31、32
		6	第35条第3項 第41条第1項 第42条の2 第61条の16第2項 第61条の17第1項 第61条の36第1項 第89条 第119条第7項 第140条第6項 第160条第6項 第161条第6項 第174条第2項 第178条第1項 第185条第8項	4-6	5 6、7 7 14 14、15 17、18 26、27 33、34 37 43 43、44 46 46 49
		7	第33条第2項 第39条の2 第41条第1項 第51条 第80条第3項	4-7	6 7、8 8 11 18
		8	第17条第1項 第25条の2 第31条の2	4-8	3、4 6、7 7
		9	第24条の2 第30条の2 第34条第1項	4-9	2、3 3、4 4、5
		10	第17条第6項 第18条第6項 第34条第2項 第42条第1項 第42条の2 第49条第8項	4-10	3 4 6、7 7 8 10

整理番号	改正内容	条例番号	該当条項	関係資料	新旧対照表該当ページ
①	<p>・全てのサービスについて、運営基準において実施が求められるサービス担当者会議等の各種会議について、以下の見直しを行う。</p> <p>i 利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、テレビ電話等を活用しての実施を認める。</p> <p>ii 利用者等が参加して実施するものについて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用しての実施を認める。</p>	11	第17条第6項 第18条第6項 第34条第2項 第41条第1項 第41条の2 第48条第8項	4-11	4、5 5 7、8 8、9 9 11
		12	第17条第6項 第18条第6項 第32条第2項 第39条第1項 第39条の2 第47条第8項	4-12	4 4、5 7、8 8 8、9 11、12
		13	第17条第6項 第18条第6項 第34条第2項 第41条第1項 第41条の2 第48条第8項	4-13	3 3、4 6 9 9 11
②	・夜間対応型訪問介護サービスのオペレーターについて、併設施設等の職員や、訪問介護員等との兼務を可能とする。	6	第49条第3項～第7項	4-6	7～9
③	・夜間対応型訪問介護について、他の訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に、事業の一部委託を可能とする。	6	第58条第2項	4-6	9、10
④	・夜間対応型訪問介護について、複数の事業所間で、随時対応サービス（通報の受付）の集約化を可能とする。	6	第58条第3項	4-6	10
⑤	・認知症グループホームの夜間・深夜時間帯の職員体制について、3ユニットの場合、一定の要件の下、夜勤2人以上の配置に緩和することを可能とする。	6	第112条第1項	4-6	29～31
		7	第73条第1項	4-7	14、15
⑥	・施設系サービスについて、従来型とユニット型を併設する場合において、入所者の処遇に支障がない場合、介護・看護職員の兼務を可能とする。	2	第8条	4-2	1、2
		6	第153条第3項	4-6	40、41
		10	第5条第3項	4-10	1、2
		11	第4条第3項	4-11	1
		12	第4条第6項	4-12	3
⑦	・小規模多機能型居宅介護について、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設と併設する場合において、入所者の処遇や事業所の管理上支障がない場合、管理者・介護職員の兼務を可能とする。	6	第84条第6項	4-6	24、25
		7	第46条第6項	4-7	8、9
⑧	・地域密着型特別養護老人ホームの従業者の配置について、サテライト型居住施設において、本体施設が特別養護老人ホーム・地域密着型特別養護老人ホームである場合に、本体施設の生活相談員により当該サテライト型居住施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、生活相談員を置かないことを可能とする。	6	第153条第8項	4-6	41
⑨	・地域密着型特別養護老人ホーム（サテライト型を除く）の従業者の配置について、他の社会福祉施設等との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことを可能とする。	6	第153条第1項	4-6	40
⑩	・短期入所生活介護の従業者の配置について、看護職員を常勤で配置しない場合であっても、利用者の状態に応じ、病院等との密接かつ適切な連携により看護職員を確保することとする。	4	第149条第5項、第6項	4-4	20
		5	第131条第5項、第6項	4-5	15
⑪	・共用型認知症対応型通所介護における管理者の配置について、事業所の管理上支障がない場合は、本体施設・事業所の職務とあわせて、共用型認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事することを可能とする。	6	第68条第1項	4-6	22
		7	第12条第1項	4-7	3、4
⑫	・認知症グループホームにおける第三者による外部評価業務は、既存の評価制度のうち、外部評価による評価か、運営推進会議による評価のいずれかを選択して行うこととする。	6	第119条第8項	4-6	34
		7	第89条第2項	4-7	21
⑬	・認知症グループホームにおける介護支援専門員である計画作成担当者の配置について、事業所ごとに1名以上の配置に緩和する。	6	第112条第5項	4-6	31
		7	第73条第9項	4-7	16

整理番号	改正内容	条例番号	該当条項	関係資料	新旧対照表該当ページ
ウ 文書負担軽減や手続きの効率化による介護現場の業務負担軽減の推進					
	<p>・全てのサービスについて、利用者等に対して書面で説明・同意等を行うものや、事業所における諸記録の保存・交付等について、電磁的記録による対応を原則認めることや、重要事項の掲示について、閲覧可能な形でファイル等で備え置くこと等を可能とする。</p>	1	第32条	4-1	6
		2	目次（第6章） 第55条	4-2	1 15、16
		3	第30条第2項 第37条	4-3	4 5
		4	目次（第14章） 第35条第2項 第262条第2項 第278条	4-4	1 4 39 42、43
		5	目次（第14章） 第56条の4第2項 第248条第2項 第268条	4-5	1 4 32 35～37
		6	目次（第10章） 第36条第2項 第206条	4-6	1 6 54、55
		7	目次（第5章） 第34条第2項 第93条	4-7	1 7 21、22
		8	目次（第5章） 第26条第2項 第35条	4-8	1 7 8
		9	目次（第6章） 第25条第2項 第37条	4-9	1 3 5、6
		10	目次（第5章） 第36条第2項 第57条	4-10	1 7 12、13
		11	目次（第5章） 第36条第2項 第56条	4-11	1 8 13、14
		12	目次（第5章） 第34条第2項 第55条	4-12	1 2 14
		13	目次（第5章） 第36条第2項 第56条	4-13	1 8、9 13、14
(5) 制度の安定性・持続可能性の確保					
ア 評価の適正化・重点化					
①	<p>・訪問系・通所系サービス、福祉用具貸与（販売）について、事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービス提供を行うよう努めることとする。</p>	4	第40条第2項 第112条の2第3項	4-4	4 15
		5	第56条の9第2項	4-5	4、5
		6	第59条第2項	4-6	11
②	<p>・区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護サービスの割合が高いケアプランを作成する居宅介護支援事業者について、市から求めがあった場合には、理由書を付したケアプランを市に届け出ることとする。（事業者抽出などの点検・検証の仕組みの導入）</p>	8	第17条第1項	4-8	3～5

整理番号	改正内容	条例番号	該当条項	関係資料	新旧対照表該当ページ
(6) 居宅介護支援事業所における管理者要件の緩和					
	・居宅介護支援事業所の管理者要件である主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合は、介護支援専門員を管理者とすることができる。	8	第7条第2項	4-8	1
(7) その他					
①	・施設系サービスについて、事故発生の防止のための安全対策の担当者を定めることを義務づける。	1	第30条第1項	4-1	5
		2	第33条第1項	4-2	5、6
		3	第35条第1項	4-3	4、5
		10	第42条第1項	4-10	7
		11	第41条第1項	4-11	8、9
		12	第39条第1項	4-12	8
		13	第41条第1項	4-13	9
②	・全てのサービスについて、高齢者虐待防止の推進として、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。	1	第4条第4項 第9条 第31条	4-1	1 1 5、6
		2	目次（第2章） 第4条第4項 第9条 第33条の2 第35条第3項 第36条	4-2	1 1 2 6 7 7
		3	第4条第4項 第9条 第36条 附則第4条第4項 附則第11条	4-3	1 1 5 7 7
		4	第4条第3項 第31条 第41条の2 第58条 第78条 第88条 第97条 第108条 第144条 第165条 第179条 第202条 第214条 第233条 第246条 第258条	4-4	1 2 4、5 6 9 10、11 13 13 18 22、23 26 31、32 33 34、35 36、37 38
		5	第4条第3項 第56条 第56条の10の2 第74条 第84条 第93条 第122条 第140条 第158条 第180条 第195条 第214条 第233条 第244条	4-5	1 2 5 6 8 10 12、13 17 21 25 26 28 29、30 31

整理番号	改正内容	条例番号	該当条項	関係資料	新旧対照表該当ページ
②	・全てのサービスについて、高齢者虐待防止の推進として、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。	6	第4条第3項 第33条 第42条の2 第57条 第61条の12 第61条の34 第75条 第102条 第124条 第147条 第171条 第189条	4-6	1 3、4 7 9 12、13 17 22 27 35 37、38 44、45 49
		7	第4条第3項 第29条 第39条の2 第59条 第82条	4-7	1 4 7、8 12 19
		8	第4条第5項 第22条 第31条の2	4-8	1 5 7
		9	第4条第5項 第21条 第30条の2	4-9	1 1、2 3、4
		10	第6条第4項 第30条 第42条の2 第46条第3項 第53条	4-10	3 4、5 8 8 10
		11	第5条第4項 第30条 第41条の2 第45条第3項 第52条	4-11	3 6 9 9 11
		12	第5条第4項 第28条 第39条の2 第43条第3項 第51条	4-12	3、4 5、6 8、9 9 12
		13	第5条第4項 第30条 第41条の2 第45条第3項 第52条	4-13	1、2 4 9 10 11、12

【附則】

○施行期日（第1条）

令和3年4月1日

ただし、次の改正は、令和3年10月1日施行とする。

- ・（5）ア②の居宅介護支援事業者の点検・検証の仕組みの導入についての改正。

○経過措置（第2条～第12条）

- ・第2条 高齢者虐待防止に関する取組の実施義務については、令和6年3月31日まで経過措置期間を設ける。
- ・第3条 感染症や災害発生時における業務継続計画策定等の実施義務については、令和6年3月31日まで経過措置期間を設ける。
- ・第4条 居宅サービス事業者等における感染症対策の強化に関する取組の実施義務については、令和6年3月31日まで経過措置期間を設ける。
- ・第5条 医療・福祉関係の資格を有さない職員に認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講じる実施義務については、令和6年3月31日まで経過措置期間を設ける。
- ・第6条 10人を超える定員のユニットを整備する施設における職員配置については、当分の間、介護・看護職員の配置実態を勘案して配置するように努めることを求めるものとする。
- ・第7条 条例施行の際現に存するユニット型個室的多床室については、従前そのまま設置を可能とする。
- ・第8条 施設系サービスにおける栄養管理体制の整備に関する実施義務については、令和6年3月31日まで経過措置期間を設ける。
- ・第9条 施設系サービスにおける口腔衛生管理体制の整備に関する実施義務については、令和6年3月31日まで経過措置期間を設ける。
- ・第10条 施設系サービスにおける事故発生防止のための安全対策担当者の設置義務については、令和3年9月30日まで経過措置期間を設ける。
- ・第11条 施設系サービスにおける感染症対策の強化に関する取組の実施義務については、令和6年3月31日まで経過措置期間を設ける。
- ・第12条 介護支援専門員を居宅介護支援事業所の管理者とすることができる経過措置については、令和9年3月31日まで延長する。

(参考) 用語解説

居宅療養管理指導

居宅の要介護者に対して、病院等の医師、歯科医師、薬剤師等が居宅を訪問して行う療養上の健康管理や保健指導サービス。

個室ユニット型施設

「ユニット」と呼ばれるおおむね10人以下の少人数単位で介護を行う施設。入居者は一人ひとり個室で生活する。

ユニット型個室的多床室

ユニット型施設の個室を複数人で利用するにあたり、入居者同士の視線が遮断される等一定のプライバシーが確保された居室。

サテライト型事業所

本体事業所から近距離に位置し、本体事業所と密接な連携の下に運営される事業所。

CHASE・VISIT

自立支援、重度化防止等の促進のために「科学的に裏付けられた介護」の実現を目指して、介護サービスの事例を集めるデータベース。

主任介護支援専門員

他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員（ケアマネジャー）に対する助言、指導その他の介護支援サービスを適切かつ円滑に提供するために必要な業務に関する知識及び技術を修得することを目的として行われる研修を修了した者。